

新潟市屋外広告業者登録簿及び屋外広告業監督処分簿閲覧要綱

(趣旨)

第1条 新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）第22条の3第1項の規定による屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧及び条例第24条の2第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿（以下「処分簿」という。）の閲覧については、この規程の定めるところによる。

(登録簿等の閲覧)

第2条 登録簿及び処分簿（以下「登録簿等」という。）の閲覧をしようとする者は、登録簿等の閲覧（以下「閲覧」という。）に供する場所に備え付けの書類に必要事項を記入の上これを係員に提出し、その指示に従って閲覧するものとする。

2 前項の請求は、別記様式第11号の5による屋外広告業者登録簿・監督処分簿閲覧申込書により行われなければならない。

(閲覧場所)

第3条 閲覧に供する場所（以下「閲覧場所」という。）は、新潟市都市政策部都市計画課とする。

(閲覧の日及び時間)

第4条 閲覧の日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧の日 新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項に規定する日を除く毎日
- (2) 閲覧の時間 8時30分から17時30分まで

(閲覧場所の閉鎖)

第5条 登録簿等の整理その他必要がある場合には、閲覧場所を閉鎖する。

2 前項の規定により閲覧場所を閉鎖するときは、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示する。

(閲覧料)

第6条 閲覧は、無料とする。

(持ち出しの禁止)

第7条 閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、登録簿等を閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 登録簿等を破り、若しくは汚したとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 他の閲覧者に迷惑をかけたとき
- (3) 閲覧に関してこの規程又は職員の指示に従わないとき

2 市長は、前項に規定する場合のほか、登録簿等の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。